

WOC2(ウォッチオーナーズクラブカード 2) 重要事項説明書[WOC 付帯補償サービス]

本紙はウォッチオーナーズクラブの会員を対象とした補償制度の「商品付帯動産総合保険」の重要事項説明書です。

WOC 2 会員となる前に必ずご理解いただきたい情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

会員に加入する際は、重要事項説明書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容になっているかをご確認下さい。ご希望に沿っていない場合は加入出来ません。入会申込書(動産総合保険加入依頼書兼用)は、必要事項をすべて記入の上、WOC に加盟する取扱店にお渡しください。

本紙は「商品付帯動産総合保険」に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、保険会社より契約者にお渡ししている普通保険約款および特約条項(以下「保険約款」といいます)をご参照下さい。

本制度に関してのご不明な点は、取扱代理店「ノバリ株式会社三河オフィス」までお問い合わせください。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

ウォッチオーナーズクラブの運営会社である株式会社 Bestnavi.jp company が契約者となり、会員様の登録された腕時計に保険責任期間中に生じた不測かつ突発的な事故により生じた損害を補償する保険です。(保険金のお支払いの対象とならない損害を除きます。)

2. 保険の対象、基本となる補償、保険金額の設定方法等

① 保険の対象

- (1) ウォッチオーナーズクラブに入会した会員様に対し、対象販売期間(2026 年 5 月 1 日午後 4 時～2027 年 5 月 1 日午後 4 時)に販売した下欄記載のすべての商品を対象とします。なお、対象(目的)の腕時計は 1 点毎が対象であり加入の手続きが必要です。

販売価格 5 万円以上の腕時計

- (2) (1)の規定にかかわらず、下欄に記載するものは、保険の対象に含まれません。

本体付属のケース、カバー、ノベルティー等の腕時計本体以外の物

② 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細は「保険約款」をご参照ください。

また、次の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いすることがあります。

※保険金をお支払いする主な場合

次のような不測かつ突発的な事故による損害が保険金のお支払い対象となります。

- 落下・衝撃
- 火災・破裂・爆発の事故 但し商品が滅失した場合は罹災証明書が必要となります。
- 風災・雹災・雪災
- 運送中の衝突、脱線、転覆
- 航空機の墜落
- 建物・建築物の倒壊
- 外部からの衝撃または保険の対象の腕時計のリユーズの誤操作によって保険の対象の内部にある部品が破損した場合。
ただし、保険の対象の製造業者の修理部門が発行する修理明細書によって確認できる場合に限りです。
- その他、不測かつ突発的な事故による破損

等

※保険金をお支払いしない主な場合

- 盗難損害
- 保険の対象が日本国外にある間に生じた損害
- サイバー攻撃に起因する損害

次のいずれかに該当する場合を除きます

- ・サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合
- ・保険契約者または被保険者が個人（個人事業主を除きます）の場合
- 保険の対象を着用している状態で生じた水濡れ損害。ただし、着用中に保険の対象が不測かつ突発的に破損したことによって生じた水濡れによる損害については、この規定を適用しません。
- メーカー保証の対象となる損害（物的損傷を伴わない性能上の欠陥を含みます。）
- ご契約者、被保険者（補償を受けられる方）、保険金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた 損害

- 被保険者（補償を受けられる方）と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 水災によって生じた損害
- 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象（ご契約の対象となる腕時計）のかしによって生じた損害
- 保険の対象（ご契約の対象となる腕時計）の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵、または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- 置き忘れ、紛失によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。）
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象（ご契約の対象となる腕時計）に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって生じた損害（火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合、腕時計のリユーズを巻き切ったことにより生じた損害を除きます。）
- 保険の対象（ご契約の対象となる腕時計）の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。）
- 使用人等の不正行為によって生じた損害
- 汚れ、擦傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象（ご契約の対象となる腕時計）の機能に支障をきたさない損害（これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。）
- 真空管、ブラウン管、電球等その他これらに類似の管球類に生じた損害（保険の対象（ご契約の対象となる腕時計）の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。）
- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害（火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により 24 時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。）

等

③ お支払いする保険金

- 保険の対象の損傷が修繕できる場合には保険の対象を損害発生直前の状態に復するために実際に要した修繕費をもって損害の額とします。
 - 全損の場合は時価額または保険金額（ご契約金額）のいずれか低い額をお支払いします。
 - 保険の対象に生じた損害の額から 1,000 円を控除した残額を保険価額または保険金額のいずれか低い額を限度に損害保険金として支払います。ただし 1 回の事故によって生じた損害額が、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)に相当する額以上になった場合は、損害保険金の支払額を算出するにあたって免責金額は適用しません。
 - 現物給付とは、取扱店を通じて保険の対象の代品の交付又は修繕を行うことを指します。但し取扱店の事情により現物給付が出来ない場合は、損害保険金を支払います。なお、現物給付に際して、損害を受けた保険の対象が修理可能な場合で、修理代金が支払保険金より上回る場合は、その差額は購入者の自己負担として修理をおこないます。
 - 損害を受けた保険の対象が修理不能な場合には保険の対象の代品の価格から保険金として支払うべき金額を控除した残額の提供を購入者から受けた上で、取扱店が代品を交付するものとします。
 - 保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが 1 回の事故で保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)に相当する額となったときは、ご契約は損害発生時に終了します。
- ※お支払いする費用保険金は次の通りです。

●残存物取片づけ費用保険金

損害保険金がお支払われる場合、保険の対象（ご契約の対象となる腕時計）の残存物の取片づけ費用をお支払いします。

ただし、損害保険金の 10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。

（損害保険金との合計額が保険金額（ご契約金額）を超過する場合にもお支払いします。）

●損害拡大防止費用

保険金を支払うべき損害が発生した場合において損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益で

あったものをお支払いします。（保険金額（ご契約金額）または保険価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。）

●権利保全費用

引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

（※）本保険では、臨時費用保険金不担保特約条項が自動セットされるため、普通保険約款記載の臨時費用保険金をお支払いしません。

④ 保険金額の設定

●保険金額は、保険の対象の販売価格とします。ただし販売価格が 60 万円を超える場合の保険金額は 60 万円とします。

●保険価額は、次のいずれかの時における下記の保険の対象の価額となります。

(a)被保険者が、損害発生の時を客観的資料に基づいて証明した場合は、その損害発生の時

(b)上記(a)以外の場合は、損害発生の報告を取扱店が受け付けた時

ただし、損害が発生した時において、未修理の損傷がある等の事情により、保険の対象の実際の価額が保険の対象の価額よりも著しく低い場合は、損害発生直前の保険の対象の状況を考慮して決定した価額を保険価額とします。

保険の対象の価額は、保険の対象の販売価格に販売以後の期間に応じて下欄記載の残価率を乗じて得た額とします。

販売以後の期間	残価率
販売日から 1 年未満	100%
販売日から 1 年経過後 2 年未満	90%

⑤ 保険期間と保険責任期間(補償の開始・終了時期)

保険期間は、2026 年 5 月 1 日午後 4 時から 2027 年 5 月 1 日午後 4 時までとします。保険責任期間は、会員様が保険期間内に保険の対象を受取った時から始まりその始期の日の 2 年後の応当日の午後 12 時までとします。

3.保険契約の失効

保険の対象が、保険の対象の購入者以外の方に次のいずれかの形態で譲渡された場合には、その事実が発生した時にご加入の契約は効力を失います。

(1)有償で譲渡された場合

(2)保険の対象と同種の物の販売または廃棄を業とする者に販売用の物または廃棄すべき物として譲渡された場合。

(3)(1)または(2)以外の場合で、譲渡先に対して被保険者カードの引渡しが行われなかった場合。

4.無償譲渡の場合の権利の継承

「3. 保険契約の失効」の場合を除き、保険の対象が購入者以外の者に譲渡された場合、その保険の対象に関するこの保険契約の被保険者の権利および義務は、その保険の対象の譲受人に移転します。

5.保険料の決定の仕組みと払込方法

(1) 保険料は、ご契約の種類・保険の対象の種類・保管場所の危険度・運送の回数、過去の損害発生状況等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、WOC 会費内に含まれます。

(2) 保険料の払込方法は、ご契約時に全額を払い込む「一時払」となります。

6.保険料率

保険金額 5 万円以上 60 万円以下 : 62.5% (限度額 60 万円)

Ⅱ. その他のご確認事項

<告知義務>

加入依頼書等に☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、現物給付または保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

※ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

<補償の重複に関するご注意>

・補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

(1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

(2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。

(3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

<保険会社破綻時の取扱い等>

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。））またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として 80%（破綻保険会社の支払停止から 3 か月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

<事故が起こったとき>

事故が発生した場合には、遅滞なく重要事項説明書記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険金請求権には時効（3 年）がありますのでご注意ください。

<その他ご加入に関するご注意事項>

・代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

・この保険は、株式会社 Bestnavi.jp company を保険契約者とし、ウォッチオーナーズクラブカード(WOC)会員を被保険者とする動産総合保険(商品付帯契約特約条項等セット)団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は株式会社 Bestnavi.jp company が有します。

ご加入いただく際は、重要事項説明書でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、重要事項説明書記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

<お問い合わせ先>

取扱代理店/ノバリ株式会社三河オフィス 愛知県西尾市山下町東八幡山 70-7 電話 0563-77-2867

引受保険会社/東京海上日動火災保険株式会社 担当支社 三河支店 岡崎支社 電話 0564-22-2153

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/>)



ナビダイヤル®0570-022808<通話料有料>IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時(土日祝・年末・年始を除きます。)